

地方独立行政法人静岡県立病院機構 物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）がなければならない事項を定めるものとする。

(入札辞退)

第2条 指名競争入札に参加する指名の通知「入札執行について（通知）」（以下「指名通知」という。）を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、様式第1号により理由を記入した「辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の8以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代ることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 鉄道証券その他の政府の保証ある債券
- (4) 理事長（病院長）が確実に認める社債

2 前各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義が生じたときは、法人関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第6条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第90号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第7条 入札書は、様式第2号により作成し、指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札